

大和都市計画高度地区の変更

(河合町決定)

都市計画高度地区を次のとおり変更する。

種類	面積(ha)	建築物の高さの最高限度	備考
15m高度地区	約207.5	建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に定める高さによる。以下同じ。)は、その最高限度を15mとする。	
20m高度地区	約8.4	建築物の高さは、その最高限度を20mとする。	
31m高度地区	約7.0	建築物の高さは、その最高限度を31mとする。	
合計	計222.9		

. 既存不適格建築物等の適用除外

- これらの高度地区が指定された際当該地区内に現に存する建築物については、その高さが当該地区内における建築物の高さの最高限度を超える場合であっても、これを超えない建築物とみなす。ただし、当該指定後の増築等により当該最高限度を超えることとなる部分については、この限りでない。
- 前項の規定は従前に適用されていた高度地区内における建築物の高さの最高限度のいずれについても、その高さが超えていた建築物には、適用しない。
- 前項の規定において、高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物について、これが新たに適用されたことにより、その高さが当該最高限度を超えることとなった場合については、超えていなかったものとみなす。
- 第一項の規定において、当該地区内に現に存する建築物には、当該地区が指定された際当該地区内において現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物を含むものとする。
- 前項の規定は、第三項の場合について準用する。この場合において、「第一項」とあるのは「第三項」と、「当該地区内に現に存する建築物」とあるのは「高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物」と、「当該地区が指定された際」とあるのは「これが新たに適用された際」と読み替えるものとする。

. 許可による特例

河合町長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、河合町都市計画審議会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を超えることができる。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分並びに用途地域の変更に伴い、高度地区を変更する。